

性犯罪に関する全般的な検討について

性犯罪に対処するための施策全般に関し、検討条項を設けることとする。

(改正法案附則第9条関係)

原 案	修 正 案
〔新設〕	<p>(検討)</p> <p>第九条 政府は、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について、引き続き検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

【趣旨】

性犯罪に対処するための施策全般について、この法律の施行後も、政府に対し、引き続き全般的な検討を求めるものである。

「事案の実態に即した対処を行うための施策」としては、①処罰規定の整備（構成要件の見直し、監護者わいせつ罪の主体の拡大、性交同意年齢の引上げ、暴行脅迫要件の緩和など）、②刑事手続の適正化（公訴時効の停止など）、③性犯罪被害者の支援施策（司法面接、ワンストップセンター、レイプシールドなど）など、あらゆる施策を含み得る。